

災害廃棄物の処理の推進に向けた 国土交通省の取り組み

国土交通省総合政策局環境政策課 課長補佐 **大坪 弘敏** おおつぼ ひろとし

1. はじめに

東日本大震災により発生した災害廃棄物（津波堆積物を含む）は、全体で約3,121万t、東北3県で約2,765万t（岩手県約525万t、宮城県約1,873万t、福島県約367万t）と推計されている。加えて、家屋等を中心に、東北3県から約500万tの廃棄物が津波により海に流出したと推計されている。

これを阪神・淡路大震災で発生した災害廃棄物（約1,450万t：兵庫県下の市町の廃棄物処理事業対象分）と比較すると、発生量は2倍以上に達しており、発生範囲も東日本13道県241市町村と極めて広域に及んでいる。

また、阪神・淡路大震災では倒壊した建物や公共施設から発生したコンクリートくずが主だったのに対して、東日本大震災では津波により発生した土砂、木くず等が大半を占めており、さらに不燃系混合物（土砂、木くず、紙くず、金属くず、コンクリートくず、廃プラスチック類等が混在したもの）や漁具・漁網等が多く含まれていることも特徴的である。

さらに、福島第一原発事故の影響により放射性物質の汚染対策や災害廃棄物の安全性確保が求められる、その一方で広域処理への根強い不安感を生



じていることも、今般の廃棄物問題を一層複雑なものとしている。

このように、東日本大震災により発生した災害廃棄物は、量的にも、質的にも、過去に類例を見ないものである。本稿では、東日本大震災特有の諸課題に留意しつつ、災害廃棄物の処理の推進に向けた政府全体の動き、そして国土交通省の主な取り組みについて紹介したい。

2. 災害廃棄物の処理・処分の目標 および現況

災害廃棄物の処理は、被災地復興の第一歩であ

り、不可欠の前提でもある。膨大な災害廃棄物の存在は、被災地の復旧・復興事業や企業誘致の阻害要因となるばかりでなく、自然発火による火災の危険性、腐敗による悪臭、八工の発生など生活環境保全上の問題を引き起こすことにもなるため、災害廃棄物の処理・処分を一刻も早く終える必要がある。

このため、環境省は、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成23年5月16日公表）等において、以下のとおり処理・処分の目標期間を設定している。

平成23年8月末までをめどに、生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）を仮置場へおおむね移動する。

平成24年3月末までをめどに、全ての災害廃棄物を仮置場へ移動する。

平成25年3月末までをめどに、岩手・宮城両県の沿岸市町村の災害廃棄物のうち約53%の処理・処分を完了する。

平成26年3月末までをめどに、災害廃棄物の処理・処分を完了する。

平成24年7月末現在、東北3県の沿岸市町村における仮置場への搬入済量は、岩手県で約440万t（全体推計量の約84%）、宮城県で約1,368万t（全体推計量の約73%）、福島県で約182万t（全体推計量の約50%）となっている。そのうち、焼却、再生利用、最終処分等により処理・処分された量は、岩手県で約74万t（全体推計量の約14%）、宮城県で約347万t（全体推計量の約19%）、福島県で約28万t（全体推計量の約8%）となっている。

被災地では、既存

の廃棄物処理施設に加えて、計31基の仮設焼却炉が設置されており、焼却、再生利用、最終処分等の作業が本格化しつつある。災害廃棄物の処理・処分の進捗に伴い、東北3県の沿岸市町村の仮置場は、最大で318カ所設置された後、徐々に解消が進んでおり、現時点で230カ所（岩手県で計79カ所、宮城県で計128カ所、福島県で計23カ所）まで減少している。

3. 政府全体の動き

(1) 災害廃棄物処理の推進体制の構築

平成23年3月、「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議」（座長：環境大臣政務官）が設置され、関係省庁（環境省、復興対策本部、農林水産省、国土交通省等）による連携・支援体制が構築された。同会議では、計12回にわたり、災害廃棄物の処理状況に関する情報共有や処理に伴い生じる諸課題について議論が重ねられ、その成果として、損壊家屋や災害廃棄物の処理に関する指針（処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等）が被災自治体に向けて提示された。

また、平成24年3月、「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合」（議長：内閣総理大臣

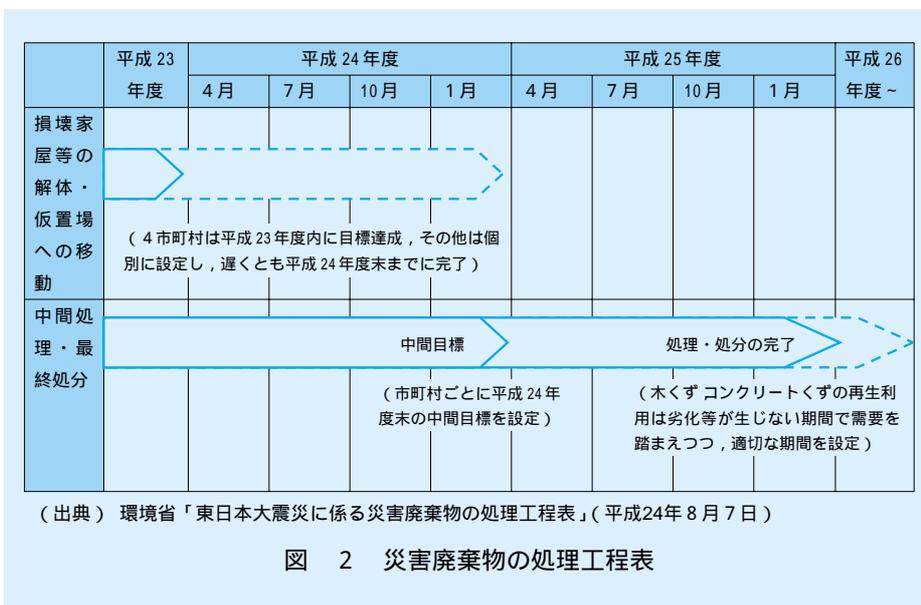


図 2 災害廃棄物の処理工程表

副議長：内閣官房長官，環境大臣，復興大臣 構
 成員：総務大臣，農林水産大臣，経済産業大臣，
 国土交通大臣）が設置され，政府を挙げて，広域
 処理，再生利用等の取り組みが推進されている。

被災地においても，関係省庁（国土交通省，環
 境省，農林水産省）の本省・地方支分部局および
 県からなる「災害廃棄物の処理等に関する現地関
 係省庁連絡会議」等の各種会議体が設置されてお
 り，災害廃棄物の再生利用や広域処理が推進され
 ている。

(2) 法制上の措置

「廃棄物の処理及び清
 掃に関する法律」によ
 り，災害廃棄物は一般廃
 棄物として扱われ，その
 処理は原則として市町村
 が行うこととされている
 が，「地方自治法」の規
 定に基づき，その事務を
 県へ委託することが可能
 である。被災市町村の中
 には，運搬車両や人員の
 不足のため単独での処理
 が困難な団体もあり，主
 に仮置場搬入後の処理に
 ついて，岩手・宮城両県
 下で計19市町村が県へ事
 務委託を行っている。

さらに，平成23年8
 月，「東日本大震災によ
 り生じた災害廃棄物の処
 理に関する特別措置法」
 が公布・施行されたこと
 により，被災市町村から
 代行要請を受けた場合
 は，国が市町村に代わっ
 て災害廃棄物を処理す
 ることも可能となった。現
 在，同法に基づき，福島

県内で被害が特に大きかった沿岸部を中心に，国
 による災害廃棄物の代行処理が進められている。

なお，「放射性物質汚染対処特別措置法」に基
 づく汚染廃棄物対策地域（沿岸部では南相馬市，
 浪江町，双葉町，大熊町，富岡町，楡葉町）につ
 いては，同法に基づき国が直轄で処理を実施する
 制度が適用されている。

(3) 財政上の措置

東日本大震災の甚大かつ広範囲に及ぶ被害に鑑
 み，県・市町村が実施する災害廃棄物の処理事業
 について，特例的措置として，「東日本大震災に

趣旨

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理が喫緊の課題になっていることに鑑み，国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定め，あわせて，国が講ずべきその他の措置について定める。

主な内容

(1) 国の責務：迅速・適切な処理を図る

国は，災害廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう，

- ① 市町村及び都道府県に対し必要な支援を行う。
- ② 災害廃棄物の処理に関する基本的な方針，工程表を定め，これに基づき必要な措置を講ずる。

(2) 災害廃棄物の処理に関する特例：市町村の処理の代行

環境大臣は，震災により甚大な被害を受けた市町村の長から要請があり，

- ① 当該市町村の災害廃棄物の処理の実施体制
 - ② 災害廃棄物の処理に関する専門的な知識・技術の必要性
 - ③ 災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- を勘案して必要があると認められるときは，復興庁の長である内閣総理大臣の総合調整の下，関係行政機関の長と連携協力して，当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行うものとする。

(3) 費用の負担等：市町村負担の軽減

- 環境大臣が災害廃棄物の処理を代行する場合，処理に要する費用のうち，市町村が自ら災害廃棄物の処理を行った場合に国が市町村に交付すべき補助金の額を除いた額を市町村の負担とする。
- 国は，市町村が災害廃棄物の処理に当たって負担する費用（国が処理を代行する場合の市町村負担分も含む。）について
 - ① 必要な財政上の措置を講ずる。
 - ② ①のほか，地域における持続可能な社会の構築や雇用の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずる。

(4) 国が講ずべき措置：6つの措置を明文化

国は，災害廃棄物の処理に関して，

- ① 災害廃棄物に係る仮置場及び最終処分場の早急な確保のための広域的協力の要請等
- ② 再生利用の推進等
- ③ 災害廃棄物処理に係る契約の内容に関する統一的指針の策定等
- ④ アスベストによる健康被害の防止等
- ⑤ 海に流出した災害廃棄物の処理指針の策定とその早期処理等
- ⑥ 津波堆積物等の災害廃棄物に係る感染症・悪臭の発生の予防・防止等の必要な措置を講ずる。

検討事項

国は，市町村の負担する費用について，国と地方を併せた東日本大震災からの復旧復興のための財源の確保に併せて，地方交付税の加算を行うこと等により確実に地方の復興財源の手当をし，当該費用の財源に充てるため起こした地方債を早期に償還できるようにする等その在り方について検討し，必要な措置を講ずる。

図 3 「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」の概要

対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき、災害救助法の負担率を勘案した国庫補助率の嵩上げが行われている。また、残る地方負担分については、その全額を災害対策債により対処し、その元利償還金の100%が交付税措置されている。

(4) 広域処理の推進

東日本大震災では、膨大な量の災害廃棄物が発生しており、かつ、被災地の処理施設の容量が限られていることから、岩手・宮城両県の災害廃棄物については、これを目標期間内に処理するため、県外への広域処理も進められている。

政府は、広域処理の推進のため、平成24年3月13日、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第6条第1項に基づき、被災地外の地方自治体に対して広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出した。また、市町村等が一般廃棄物処理施設の整備を行う際、その施設において災害廃棄物を受け入れる場合は、循環型社会形成交付金による支援も行っている。

平成24年8月に環境省が示した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」では、可燃物や木くずについては、受入れ実績のある地方自治体またはすでに受入れに向けて調整中の地方自治体における広域処理の実現に全力を挙げる一方、不燃系混合物や漁具・漁網については、引き続き受入れ先の確保に努めていくこととされている。

4. 国土交通省の主な取り組み

(1) 災害廃棄物の撤去・移動・回収

震災の発生後、まず最初に課題となったのは、復旧・復興事業の障害となる災害廃棄物を、適正かつ迅速に撤去・移動・回収することであった。

このため、国土交通省は、震災発生直後より、災害廃棄物の撤去、資機材・人員確保の支援、技術的助言等を行っている。具体的には、道路、河

川、港湾、空港等の所管公共施設において災害廃棄物の撤去を行ったほか、平成23年7月、環境省および農林水産省とともに「東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン」を策定し、被災船舶の処理を行う地方自治体等に対して提示した。

また、関係する建設業者団体に対して、被災市町村から協力要請があった場合には迅速に対応するよう要請するとともに、災害廃棄物の撤去について、被災市町村が建設企業による建設機械や人材の確保を広域的に図ろうとする際の相談窓口を東北地方整備局に設置することで、被災市町村への支援体制を整えた。

海に流出した災害廃棄物に関しては、船舶の航行の障害とならないよう、適宜回収作業を行ったほか、平成23年11月、環境省および農林水産省とともに「東日本大震災により海に流出した災害廃棄物の処理指針」をとりまとめ、関係地方自治体に対して通知を発出した。

(2) 災害廃棄物の再生利用

災害廃棄物の処理については、最終処分量の縮減、資源の有効利用、循環型社会推進等の観点から、可能な限り再生利用することが重要である。「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」では、「再生利用が可能なものは、極力再生利用することとされており、公共事業においても再生資材を積極的に活用していくことが求められている。

平成23年9月、国土交通省は、再生資材の需要と供給のマッチングを促進するため、環境省、農林水産省等とともに、災害廃棄物を建設資材として受け入れられる可能性のある再生砕石、土の公共工事の利用計画を、公共事業発注部局から被災自治体の廃棄物処理部局へ情報提供するための仕組みを構築した。

さらに、平成24年度より、廃棄物部局側において、コンクリートくず、アスファルトくず、津波堆積物、その他再生利用可能な不燃物等の災害廃棄物に関して、再生利用先（公共工事発注部局）

- ① 国の出先機関、県・市町村の公共事業発注部局からの工事に必要な土、再生砕石の情報を、東北地方環境事務所で集約し、災害廃棄物処理担当部局へ情報提供
- ② 県・市町村の災害廃棄物処理担当部局からの災害廃棄物由来の建設資材および建設資材化が可能な災害廃棄物の情報を、東北地方環境事務所で集約し、公共事業発注部局へ情報提供
- ③ 資材の条件が折り合えば、担当部局間で調整

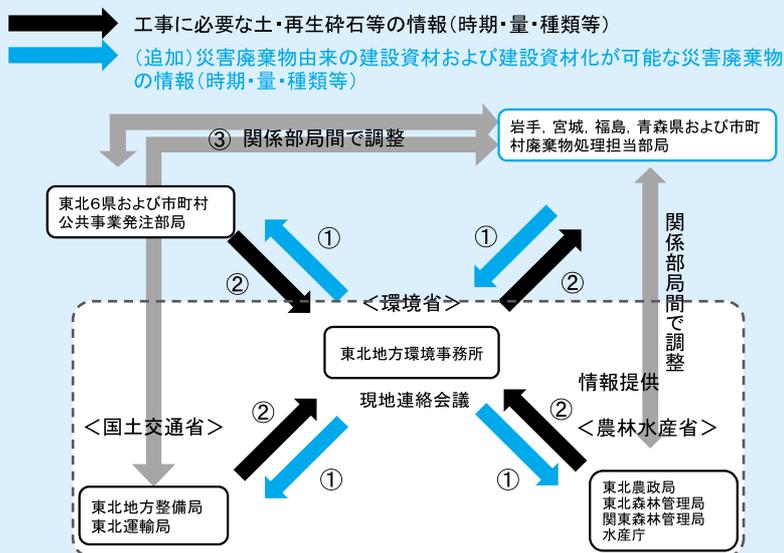


図 4 災害廃棄物の有効利用のための協力体制

とのマッチングを希望する場合、当該情報を公共事業発注部局へ提供することによりマッチングが可能となるよう、情報提供スキームの双方向化を行った。

また、平成24年3月には、津波堆積物等の災害廃棄物を公園緑地および宅地の整備に活用するための方法、手順等を具体的に示した技術的指針を策定・公表した。さらに、平成24年7月より、復興庁、環境省、経済産業省、農林水産省等との連携の下、災害廃棄物を原燃料とするセメントの使用を公共事業において促進するための総合評価加点方式を試行的に開始している。

災害廃棄物を再生資材として活用する公共事業も徐々に動き始めている。仙台湾南部海岸の堤防復旧事業では、仙台市と東北地方整備局の連携により、まずは仙台市内の2工区において、震災で発生した約37万tの津波堆積土砂とコンクリートくずを盛土材として活用することとしている。これにより、災害廃棄物の最終処分量の縮減や資材

の購入・運搬コストの縮減などに繋がることが期待されている。

また、八戸港の防波堤復旧工事や釜石山田道路工事においても、津波堆積土砂やコンクリートくずを再生資材として活用している。

今後、被災地における再生資材の生産活動や復興事業が本格化するに伴い、災害廃棄物の再生利用も加速していくものと考えられる。

(3) 災害廃棄物の最終処分

災害廃棄物の処理の促進のため、石巻港雲雀野地区（宮城県）や茨城港常陸那珂港区（茨城県）において、コンクリートくずや航路の津波堆積土砂等を処分する海面処分場（廃棄物埋立護岸）の整備事業を支援している。

5. おわりに

東日本大震災は、多くの尊い人命と財産を奪ったばかりでなく、1年半を経た今なお、各所の仮置き場に堆く積まれた「がれき」という形で被災地に深く爪あとを残している。災害廃棄物の処理は、被災地の方々のためにも、そして被災地の復興を迅速かつ円滑に行うためにも、できる限り早期に行う必要がある。国土交通省としては、今後とも、政府の一員として、被災自治体や関係省庁とも連携しつつ、災害廃棄物の処理の推進に最大限の協力をしていくこととしている。